

開智国際大学における任期法に基づく任期付教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、開智国際大学（以下「本学」という。）が大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「任期法」という。）第5条第1項の規定に基づいて任用する教員（以下「任期制教員」という。）の任期に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(任期制教員の職)

第2条 本学における任期制教員の職名、所属組織、任期及び再任に関する事項は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、学校法人開智学園との間で締結された有期労働契約の契約期間を有する任期制教員の任期は、当該契約期間を含め、通算して10年を超えることはできないものとする。ただし、ここでいう契約期間とは、平成25年4月1日以降の契約期間に限るものとし、また、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項および任期法第7条第2項に規定する期間を除くものとする。

(その他の事項)

第3条 任期制教員において、この規程に定めのない事項は、当該任期制教員の規程等にて定める。

(規程の公表)

第4条 この規程は、本学ウェブサイト等に掲載し広く周知を図る。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長の意見を聴き、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、平成30年3月31日以前に任期制教員として雇用されている者についても適用する。

別表

対象職名	所属組織	任期	再任に関する事項
非常勤講師	各学部	1年	1年を単位、通算の任用期間5年を限度
特別任用教員	各学部	1年	1年を単位、通算の任用期間5年を限度
客員教員	各学部	1年	1年を単位、通算の任用期間5年を限度